

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年12月5日（金）午後1時30分

2. 閉会日時 令和7年12月5日（金）午後2時34分

3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室

4. 出席委員 1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 6番 後呂 豊
7番 尾崎 義治 8番 福田 博保 9番 鈴木 隆文
10番 木戸 孝 11番 藤原 久恵 12番 山本 孝一
13番 柏木 彰文

5. 欠席委員 14番 大平 倫生

6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主事 前田 大輔
主事 赤井 志央 主事 大仲 純

7. 議事日程 開会

議事録署名委員の指名

議事

報告第20号 農地使用貸借の合意解約について

議案第44号 農地法第3条の規定による許可について

議案第45号 農地法第5条の規定による許可について

議案第46号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用集積等促進計画の案について

その他

8. 会議の概要

○○局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から12月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。本日は、大平会長より欠席の届出を頂いておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5項に基づき、小野委員が会長の職務を代理します。それでは早速ですけれども、会長職務代理者にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいたおります委員さんは、14

番の大平 優生委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・口ヶ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんにお出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。5番の南喜久治委員と10番の木戸 孝委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

○○委員 はい。
○○委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第20号 農地使用貸借の合意解約について事務局より報告願います。

○○係長 はい。報告第20号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。対象地は○○で、現況地目は田、面積は○○m²です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は○○の○○さん○○歳で、農地中間管理事業による貸付先は○○の○○です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年11月12日解約したものです。

続きまして、議案書の2ページをお願いいたします。番号2。対象地は○○で、現況地目は田、面積は○○m²です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は○○の○○さん○○歳で、農地中間管理事業による貸付先は○○の○○です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年11月12日解約したものです。

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。番号3。対象地は○○外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計○○m²です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は○○の○○さん○○歳で、農地中間管理事業による貸付先は○○の○○さん○○歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年11月10日解約したものです。

続きまして、議案書の4ページをお願いいたします。番号4。対象地は○○で、現況地目は田、面積は○○m²です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は○○の○○さん○○歳で、農地中間管理事業による貸付先は○○の○○さん○○歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年10月25日解約したものです。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。番号5。対象地は○○で、現況地目は田、面積は○○m²です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は○○の○○さん○○歳で、農地中間管理事業による貸付先は○○の○○さん○○歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は自己都合のため。令和7年11月10日解約したものです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございません。

ざいませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第 20 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可につきまして上程いたします。3 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

○○係長 はい。報告第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可につきましてご報告いたします。議案書の 6 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は○○で、地目は台帳、現況ともに田、面積は○○m²です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○さんの耕作面積は○○m²です。申請理由は、譲渡人においては遠方の施設に入所していることから、農業に従事することができないため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては事業規模を拡大して、生産性を向上させたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 7 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は○○外 2 筆で、地目は台帳、現況ともに○○が畠、それ以外が田、面積は合計○○m²です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○さんの耕作面積は○○m²です。申請理由は、譲渡人においては遠方で生活しており、農業に従事することができないため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては事業規模を拡大して、生産性を向上させたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。補足です。現地確認により○○、○○m²のうち一部、未登記の農業用倉庫が建築されており、その分○○m²については宅地課税となっています。倉庫含めての移転とのことです。

続きまして、議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は○○外 3 筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計○○m²です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○さんの耕作面積は○○m²です。申請理由は、譲渡人においては施設に入所しており、農地の維持管理ができないため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地には所有農地の隣接地が含まれており、維持管理がしやすいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、○○は、○○地区の県営ため池等整備事業の土砂置場等として使用されていますので、和歌山県の施工承諾書引継書が添付されています。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番、2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第44号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第45号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

〇〇係長 はい。議案第45号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の9ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに畠。面積は〇〇m²です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います住宅増築・駐車場用地への転用申請です。申請理由は、譲渡人においては高齢のため、耕作することが困難になっており、利用していただきたいと考えたため、本申請に至りましたところで、譲受人においては当該地の隣接地に居住しており、建物を増築したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、3m以内に隣接する農地はありません。また代理人より管轄する〇〇水利組合に伺ったところ、承諾を要しないとのことで、同意書の添付はありません。それから、5月の会議で、農業振興地域計画の農用地区域からの除外についてご承認いただき、その後手続きを進め、10月21日付けで農用地区域から除外しています。それにより申請地の農地区分は、〇〇地区ほ場整備事業により区画整理された区域内にあることから第1種農地であり原則不許可ですが、「集落に接続して設置される住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続されるもの」として、例外的に許可できるものに該当いたします。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

○○委員 写真の土手の下にあるのは水路ではないのか。

○○係長 これは農業用水路ではなく敷地内の水路と思います。道沿いに用水路があるで、そちらに流すと思われます。おそらく農業用の水路ではありません。

○○委員 確認はしましたか。

○○係長 確認出来ていませんので、改めて確認します。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、○○区でございます。
○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。この水路は田んぼに水を入れる農業用の水路ではありません。

○○係長 ありがとうございます。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 45 号につきましては申請通り承認いたします。続きまして、議案第 46 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。事務局から説明願います。

○○係長 はい。議案第 46 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書 10 ページから 12 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 11 件、17 筆で、面積は合計 ○○m²となっております。また、番号 11 が賃借権、それ以外が使用賃借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになります。なお、4 番と 5 番は、貸し手と貸付先が同じですが、地域計画内外で契約を分けることになりますので、別にしております。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 13 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○m²です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和 8 年 2 月 1 日から 5 年間の使用賃借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の 14 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は○○で、現況地目は田、面積は○○m²です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付

先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年2月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年2月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の16ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇で、現況地目は畠、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年2月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年2月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の18ページ、19ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年2月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の20ページをお願いいたします。番号7。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年2月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の21ページをお願いいたします。番号8。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年2月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の22ページをお願いいたします。番号9。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年2月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。番号10。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年2月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の24ページをお願いいたします。番号11。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て畠、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和8年2月1日から10年間の賃借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番から3番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 2番と3番につきまして、説明いたします。貸付先の住所が〇〇になっていますが、現在は〇〇に住んでいて、家庭菜園をやりたいそうです。良いものが出来たら直売所などに出品したいと聞いています。またどこまでやれるかとも思いますが、本人からは少しずつですが機械を揃えながら、やっていきたいと聞いています。異議ございません。

議長 4番から8番につきましては、〇〇区、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 9番、10番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 11番につきましては、〇〇区、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 この間、〇〇委員と見てきました。この農地には4年目くらいの梅が植えられています。これから真剣にやると思います。異議ありません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第46号につきまして、計画案を承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

〇〇係長 はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。
～
～令和8年用ファイル及び2026年版農業委員会手帳の配布について、説明した。～

～農業委員会 1月会議の日程と新年会について、説明した。～
～農業委員会 2月会議の日程について、説明した。～
～令和 7 年度白浜町農業委員会視察研修の報告について、報告した。～
～米再生二期作の実証実験について、協議した。～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和 8 年 1 月 9 日（金）午後 3 時から クアハウス白浜 東館 3 階 橋の間での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～小野会長職務代理者は、午後 2 時 34 分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本を行っています。